

# 岐阜県公報

## 目 次

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則  
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 一  
(同) 一

号 外 (一) 平 成 二 十 五 年 十 月 十 八 日

## 規 則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十二号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則(昭和三十三年岐阜県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表商工労働部(情報科学芸術大学院大学を除く)の項中「三三九人」を「三三一

人に改め、同表中

計

三、六四七人

を

計

三、六四九人

に改め、同表合計の項中「三、七四〇

人を「三、七四二人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年十月十九日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日) (休日に当たら

るときは翌日)

平成二十五年十月十八日

岐阜県規則第九十三号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表商工政策課の項第四号中「鉱業」を「鉱業出願の協議」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 亜炭鉱廃坑対策に関すること。  
第九条第五項及び第六項を次のように改める。

5 次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	室	係
商工政策課	亜炭鉱廃坑対策室	亜炭鉱廃坑対策係
産業技術課	次世代エネルギー室	次世代エネルギー係

6 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

室	分掌事務
亜炭鉱廃坑対策室	第二項の表商工政策課の項第五号に掲げる事務
次世代エネルギー室	第二項の表産業技術課の項第九号及び第十号に掲げる事務

附 則

この規則は、平成二十五年十月十九日から施行する。

平成二十五年十月十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一  
岐阜文芸社